

令和6年度ヤングケアラー・若者ケアラーオンラインサロン 企画・運營業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度ヤングケアラー・若者ケアラーオンラインサロン企画・運營業務委託

※ヤングケアラー：ケアラー（高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者）のうち、18歳未満の方

※若者ケアラー：ケアラーのうち、18歳～おおむね30歳代までの方

2 委託業務の目的

ヤングケアラー及び若者ケアラー自身が抱える悩みを気軽に相談できるよう、オンラインによる集いの場を設ける。また、ケアの経験を持つ元ヤングケアラーとの交流を促進する。

3 委託の期間

契約締結日から令和7年3月31日

4 業務委託の内容

ヤングケアラー及び若者ケアラーが自身の抱える悩みを相談する場所として、オンラインによるサロンを開催し、同様の経験を持つ元ヤングケアラーとの交流を促進する。

ア 業務内容

次の（ア）から（エ）までの業務を実施すること。

（ア）サロン前

- ・日程調整
- ・サロン参加者募集に係る広報啓発の企画・実行
- ・当日の登壇者との調整、打合せ
- ・その他円滑なサロン運営に必要な業務
- ・参加申込フォームをインターネット上に作成し、事前申込を受け付ける
- ・電話等でフォーム外からの申込があった際は適宜対応する
- ・参加者への開催日時等の連絡

※参加者の基本情報（氏名、連絡先、ケアの状況等）を登録しリスト作成する

※当日のテーマ等は事前打ち合わせの際に協議し、決定する

（イ）サロン当日

- ・運営全般（設営、当日の進行等）

(ウ) サロン後

- ・ サロンの次回開催日程の周知
- ・ 参加状況の整理
- ・ 登壇者への謝金の支払い

(エ) その他（共通メタバース空間での実施）

- ・ 県が構築する共通メタバース空間での実施にかかる業務（相談員のアバター作成、アバターによるサロン実施、参加希望者からの質問対応等）

イ サロン概要

サロンの概要は（ア）から（オ）までとする。

（ア）回 数：月 1 回以上を目安に実施

（イ）実 施 時 期：4 月以降毎月 1 回以上を目安に実施

（ウ）実 施 方 法：オンラインによる開催

ただし、11 月に開催する 1 回は県で別途構築する共通メタバース空間の相談ブースで開催すること。

（エ）対 象 者：ヤングケアラー及び若者ケアラー

（オ）カリキュラム：ヤングケアラー及び若者ケアラーが、当事者同士又は元ヤングケアラー・若者ケアラーと交流し、悩みを打ち明け、気軽に話せるサロンとする。また、SNS 相談窓口とも連動することで、信頼できる仲間や大人と定常的な接点ができるサロンとする。

ウ 留意事項

業務の実施に当たり、日程調整、登壇者の選定等の業務は、随時、県と協議してこれを行うこと。

また、オンライン以外の方法での実施を検討する場合にも、事前に県と協議をすること。

5 その他

- （1） 事業の実施に支障が生じるような場合は、随時、県と協議を行い、早急に改善策を検討すること。
- （2） 受託者は委託業務の遂行に当たり、委託契約書、仕様書、その他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。